

## アルコール健康障害対策関係者会議ワーキンググループ開催要綱

平成 27 年 3 月 2 日  
アルコール健康障害対策関係者会議  
会 長 決 定

## 1. 開催の目的

アルコール健康障害対策関係者会議（以下「関係者会議」という。）において、アルコール健康障害対策推進基本計画の案を作成するに当たり、多岐にわたるアルコール関連問題について円滑かつ効率的な議論を実施するため、現状の課題、求められる施策等の論点整理を行うことを目的として、アルコール健康障害対策関係者会議運営規則第 4 条の規定に基づき、関係者会議会長（以下「会長」という。）の決定により、アルコール健康障害対策関係者会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

## 2. ワーキンググループ

## (1) 教育・誘引防止・飲酒運転等ワーキンググループ

「教育の振興等」、「不適切な飲酒の誘引の防止」及び「アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等」

## (2) 健診・医療ワーキンググループ

「健康診断及び保健指導」及び「アルコール健康障害に係る医療の充実等」

## (3) 相談支援・社会復帰・民間団体ワーキンググループ

「相談支援等」、「社会復帰の支援」及び「民間団体の活動に対する支援」それぞれの基本的施策に係る調査研究等の推進、人材の確保等を含む。

## 3. 構成員等

(1) ワーキンググループの構成員は、関係者会議の委員が務めるものとし、別紙のとおりとする。

(2) ワーキンググループに座長を置くものとし、座長は、会長が指名する。

(3) ワーキンググループは、会長と相談の上、座長が招集する。

(4) 座長は、会長と相談の上、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

## 4. 公開等

(1) ワーキンググループは、原則公開するものとし、その議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

(2) (1) のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

## 5. 雑則

この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長と相談の上、座長が定める。

(別紙)

## ワーキンググループ構成員名簿

### 1. 教育・誘引防止・飲酒運転等ワーキンググループ

今成 知美 (座長)  
大槻 元  
尾崎 米厚  
見城 美枝子  
坂田 辰久  
田辺 等  
西原 理恵子  
月乃 光司  
友野 宏章  
渡邊 祐美子

### 2. 健診・医療ワーキンググループ

猪野 亜朗  
大槻 元  
尾崎 米厚  
田辺 等  
樋口 進  
堀江 義則  
松下 年子  
松本 純一  
杠 岳文 (座長)

### 3. 相談支援・社会復帰・民間団体ワーキンググループ

今成 知美  
大槻 元  
見城 美枝子  
田辺 等 (座長)  
中原 由美  
松下 年子

は主として参加する構成員